|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件番号 | **１** | **物　件　明　細** |
| 所 在 地（住居表示） | 　貝塚市麻生中481番１（貝塚市麻生中481番１） |
| 交通機関 | ＪＲ阪和線　和泉橋本駅　北東約1.0ｋｍ（道路距離）水間鉄道水間線　石才駅　南西約350ｍ（道路距離） |
| 最低売却価格 | ２，２６０，０００円 |
| 面　　　積 | 登記：139 ㎡　実測：139.42 ㎡ | 登記地目 | 雑種地 |
| 接面道路の状　　　況 | 南西側：府道・幅員約27ｍ・舗装有・高低差有・歩道有 |
| 法令等に基づく制限 | 都市計画法 | 区域区分 | 市街化区域 |
| 用途地域 | 　第一種住居地域 |
| 地域地区 | 　 |
| 建ぺい率 | 　60％　 | 容積率 | 　200％ |
| その他の法令等 | 文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地）宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等工事規制区域）屋外広告物法（許可区域）電波法（伝搬障害防止区域） |
| 私道の負担等に関する事項 | 負担の有無 | 　無 |
| 負担の内容 | 　― |
| 供給処理施設の状況 | 区　分 | 配管等の状況 | 照会先及び電話番号 |
| 公営水道 | 前面　有 | 貝塚市　上下水道部　水道管理課072-433-7151 |
| 電　　　気 | 前面　有 | 関西電力送配電㈱　コンタクトセンター0800-777-3081 |
| 都市ガス | 前面　有 | 大阪ガスネットワーク㈱　導管情報センター06-6202-2141 |
| 公共下水道 | 前面　無 | 貝塚市　上下水道部　下水道推進課072-433-7181 |
| 工　作　物 | ネットフェンス、単管パイプ |

|  |
| --- |
| 【特記事項】１　現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。２　本地は、昭和58年に都市計画道路大阪岸和田南海線用地として取得され、現在まで管理されていました。３　建築行為の際は、大阪府の担当窓口と協議してください。（お問い合わせ先：大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課　電話 06-6210-9724）４　本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「麻生中薬師堂遺跡」に指定されており、土木工事等の際は同法に基づく届出が必要です。（お問い合わせ先：貝塚市教育委員会社会教育課　電話 072-433-7126）５　本地は令和６年12月に試掘調査を実施しました。この試掘調査の結果は、大阪府財務部財産活用課で閲覧することができます。（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ　電話 06-6210-9184）６　本地は、電波法に規定する伝搬障害防止区域に指定されているので、その区域に地表31mを超える高層建築物等を建築する際には同法に基づく届出が必要です。　（お問い合わせ先：総務省近畿総合通信局無線通信部陸上第一課　電話 06-6942-8559）７　本地は、大阪府屋外広告物条例に規定する許可区域内にあるため、その区域内に屋外広告物を掲載する際には同条例に基づく許可申請が必要です。（お問い合わせ先：貝塚市都市整備部まちづくり課　電話番号 072-433-7211）８　本地南側の水路は道路区域内です。工事等の際は大阪府岸和田土木事務所管理課と協議してください。　（お問い合わせ先：大阪府岸和田土木事務所管理課　電話072-439-3601）９　本地内に、ＮＴＴ西日本株式会社の電柱２本が設置されています。（大阪府はこれらに関し、ＮＴＴ西日本株式会社に対し土地の使用を許可しています。）これらの取扱いについてはＮＴＴ西日本株式会社と協議してください。（お問い合わせ先：(株)ＮＴＴフィールドテクノ　サービスマネジメント部フィールドオペレーション部門設備貸借管理センタ関西ユニット設備管理担当（大阪）　電話 06-6105-3380）10　東側隣接地の擁壁の一部が本地内へ越境しています。これらの取扱いについては、落札者において隣接者と協議してください。11　本地の一部は、北向き傾斜地です。また、接面道路より最大で約1.4ｍの高低差があります。12　土地境界確定協議書等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ　電話 06-6210-9184）13　供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。14　売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他の契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第２条第１項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。 |